

江津市部活動の在り方に関する方針 (令和6年9月改訂版)

江津市教育委員会

方針策定の趣旨等

江津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁策定）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁策定）を踏まえ、望ましい部活動環境と今後も部活動を持続可能なものにするために、運動部活動及び文化部活動共通の考え方にに基づき、令和元年5月に「江津市部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定した。

その後、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁より平成30年に策定された総合的なガイドラインを統合した上で全面的に改訂し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が示され、県においても「部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）が改訂された。

教育委員会においても、国・県の動向や昨今の状況を踏まえ、部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について見直し、本方針の改訂を行った。本方針で規定していない事項は、国のガイドライン及び県の方針を準用する。

本方針は、市内の中学校の部活動を対象としたものであり、部活動の内容や指導の在り方について検討や見直しを行い、適切で効果的な指導によって、部活動が一層充実していくことを期待する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 活動方針の策定と年間活動計画・活動実績等の作成

- ・校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「年間の活動計画」等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

2 合理的で効率的・効果的で持続可能な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ・部活動の指導は、学校、指導者、生徒、保護者の間で十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所・時間、安全環境、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行う。
- ・校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・熱中症対策は、公益財団法人日本スポーツ協会の「熱中症予防運動指針」に基づき、気象庁が発令する「熱中症警戒アラート」や教育委員会からの「注意喚起」等を参考に、熱中症への最大限の注意を払い、状況に応じて部活動を中止する等、万全の対策を講ずる。その際、県教育委員会策定の「学校危機管理の手引」の中の熱中症対策に関する内容も参考にする。

3 適切な休養日・活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、基準を以下のとおりとする。

(1) 学期中

<休養日の基準>

週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日に少なくとも1日以上、かつ土曜日及び日曜日に少なくとも1日以上を休養日とする。

※「しまね家庭の日」(毎月第3日曜日)は、原則休養日とする。

※休養日として設定した日に、大会やコンクール等が開催される場合は、必ず計画立案前に校長の許可を得るとともに、保護者の理解や生徒の体調に配慮して実施し、大会等の終了後、早い時期(平日以外)に休養日を設定する。

<活動時間の基準>

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。

※大会やコンクール等長時間にわたる活動への参加を計画する場合は、休憩時間を適切に設定する。

<活動終了時刻の設定>

○4月～7月：18:30までに下校するように設定

○9月～10月及び3月：18:00までに下校するように設定

○11月～2月：17:30までに下校するように設定

※一週間の中で学業の終業時間が違うこともあるため、活動時間の基準を超えないよう曜日によって活動時間(活動終了時刻)を変更する等、適切に設定する。

※日没時刻との関係上、冬期の活動時間は夏期に比べて短くなることも考えられるが、活動終了時刻を超えないように適切に設定する。

(2) 長期休業中

<休養日・活動時間の基準>

○休養日の設定は学期中と同じ(週2日以上)

○活動時間の設定は学期中の週休日と同じ(長くとも3時間程度)

※長期休業中は、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

(3) 共通の部活動休止期間

- 夏季休業日期間：8月11日～16日　6日間
- 冬季休業日期間：12月29日～1月3日　6日間
- 定期試験時の部活動休止期間：前日までの7日間及び試験日

(4) 基準を超えて活動を行う場合の留意点

部活動担当者は、大会（県大会以上の中学校体育連盟及び吹奏楽連盟に係るものに限る）前の練習、練習試合を実施する際、基準を超えて活動する場合は、必ず事前に校長の許可を得てから活動計画を立案するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応する。

4 参加する大会等の精査

校長は、活動計画及び活動実績等を確認し、生徒の教育上の意義を踏まえつつ、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう考慮して、参加する大会、コンクール等を精査する。また、しまね家庭の日（毎月第3日曜日）の大会実施は避けることを、教育委員会・江津市中学校体育連盟から各競技団体・連盟に要請する。

5 今後の取組

教育委員会では、本方針をより実効性のあるものとするため、以下の取組を継続して実施する。

- ・ 会議や研修会及びホームページ等を利用し、本方針の周知に努める。
- ・ 学校において部活動の活動方針・計画・実績の策定等が効率的に行えるよう支援する。
- ・ 本方針に基づく部活動の取組状況について、中学校長会と話し合いの場を設ける。
- ・ 部活動指導員、外部指導者の配置を進める。
- ・ 部活動の適切な運営を図るため、研修会等を実施する。
- ・ 部活動指導員の成り手となる指導者の確保・育成に努める。
- ・ 国のガイドラインの「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」、「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」に記載された内容については、別途検討を行う。
- ・ 外部競技団体及び連盟への、本方針の周知に努める。